

民生委員・児童委員の改選が全国一斉に行われ、本市では下表のとおり、地区担当委員と主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受けました。任期は3年間です。

民生委員は児童委員を兼ねており、地域の一員として活躍しています。身近な相談相手として、地域を見守り、介護や障がい、子育てなど福祉に関する相談に応じることで、支援を必要とする人と行政・関係機関との「つなぎ役」を担っています。その中には、子どもに関する支援を専門とする主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密が漏れることはございませんので、安心して相談してください。住民同士がお互いに支え合う地域づくりを目指しましょう。

地区担当委員（敬称略）

区名	担当地区	氏名	
相良	相良東	本杉	貴美子
	相良西	牧野	英恵
福岡	福岡	伊藤	秀子
波津	波津西・南丁	古川	悦子
	西丁・汐見台	長野	光義
	西仲丁・仲丁	八木	勇
	下波津・上波津・百花	池田	力
	波津一丁目・波津二丁目	稻本	章二
	銀座・本通り・元城・栄丁南北	仁藤	利男
	大原第1	増田	康秀
須々木	大原第2	八木	昇
	須々木東・1組~11組	名波	光子
	須々木西・12組~22組	村瀬	郭行
大沢	鬼女新田・須々木原・大沢原	川原崎	啓子
	大原・大原東・源入	友田	郁子
	園沢・上奥谷・下奥谷の一部	八木	浩子
	下奥谷の一部・井原	八木	依子
大江	平田	神谷	浩之
	太田浜	丹所	正和
	海老江	寺尾	澄代
	東中・小牧	櫻井	隆男
片浜	坂井・法京	森田	健二
	大磯・久保柄・堀切・原	山本	加余子
菅山	堀之内・西中・菅ヶ谷団地	赤堀	節子
	下谷川・上谷川・高和・宮代・大向	小俣	溶子
	時ヶ谷・大知・新田・菅ヶ谷原	水嶋	文人
	松本・西山寺・沢木	瀧谷	清美
中里	蛭ヶ谷・中西	長谷川	明広
	黒子・和田	松浦	拓馬
白井	濁沢・男神・百所	福世	幸
	石原田・宮本・西側・土沢	松浦	寛
神寄	女神	森田	節子
	大寄	浅井	照子
西萩間	西萩間	寺尾	京子
東萩間	東萩間	鈴木	美佐子
牧之原	第1水呑・第2大曲	水野	兼行
	第3八十原・第4仁王辻	鈴木	緑
	第5峠原・第6西原	元水	圭子
地頭方	地頭方北1~13	原崎	信子
	地頭方南14~25	草津	栄一
	地頭方西26~39-4	松井	かな子
落居	落居	植田	保子
豊岡	堀野新田	柴田	祐子
	笠名	植田	利津江
新庄	新庄北	増田	樹
	新庄南	杉田	康江
遠渡	遠渡上	寺田	文彦
	遠渡下	清水	満次

主任兒童委員（敬稱略）

担当地区	氏名
相良地区	大石 泰子
萩間地区	水野 志江
北浦・大川原	近野 龍子

福
祉

任期は令和7年12月1日から令和10年11月31日まで
地域の身近な相談相手「民生委員」

が改選されました

今回の補正予算では、台風15号に伴う竜巻等の災害に対して、国の制度に基づく災害等廃棄物処理事業や、被災した農業用施設の再建事業、災害救助法の適用となる住宅緊急・応急修理事業など、緊急に措置すべき経費について予算措置を行いました。

一般会計補正予算（第6号）

令和7年度の6回目の補正で、2097万円を増額し、補正後の総額を287億9802万5千円としました。

今回の補正予算では、台風15号に伴う竜巻等災害の復旧に係る経費で、被災した市民に対して見守り・相談などを行うための事業や、家財に被害を受けた人に対する災害援護資金の貸付金に係る経費などについて予算措置を行いました。

大きな社会問題になっています。

虐待を早期に発見し、地域全体で見守り、支援することができれば高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

こんなことが虐待になります

- ▼ **身体的虐待** 暴力を振るい体に傷や痛みを負わせること。身動きが取れない状態にすること
- ▼ **心理的虐待** 侮辱や拒絶の言葉。態度で精神的苦痛を与えること
- ▼ **経済的虐待** 本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと、理由なく金銭を与えないこと
- ▼ **ネグレクト(介護や世話の放棄)** 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること
- ▼ **性的虐待** 無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

虐待となる要因

- 家庭内のストレスや経済的な困難、精神的問題など、さまざまなものがあります。特に認知症や精神疾患を抱える人々に対して、その病状や行動の背景にある理由を理解しないことにより、介護者は適

理解から疲労し虐待行為につながることがあります。介護している人は、悩みや心配事を一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しましょう。

周囲の気付きと通報

虐待を防ぐには周囲の早期発見が重要です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。

守秘義務により通報者名と内容は守られますので、虐待を発見した時や虐待かもという疑いを持った時にはすぐに通報してください。

相談先

「高齢者・障がい者の介護に関する相談／虐待の通報先」

▼市福祉相談課 ☎(23)0078

「高齢者の介護に関する相談」

▼地域包括支援センターおりーぶ
(相良・地頭方・菅山小学校区)
☎ (53) 1900

▼地域包括支援センターさんいく
(秋間・牧之原・勝間田小学校区)
☎ (22) 8822

▼地域包括支援センターさんいく
(秋間・牧之原・勝間田小学校区)
☎ (23) 3600

議会 市議会11月臨時会(一) 問

上な内容をお知らせします
わせ 総務課 田中 **一** (23) 0050

高齢者と障がい者を 福 祉

待から守る
福祉相談課 良知 8 (23) 0078

